

会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東村山青色申告会（以下「本会」という）の会員資格に関する条項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 本会に入会を希望するものは、定款第6条に基づき次の事項を所定の様式の入会申込書に記入し、提出しなければならない。

- (1) 納税地住所及び電話番号・ファックス番号
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 職業
- (5) 屋号
- (6) その他参考事項

(入会の不承認)

第3条 本会は、次の各号に該当する者については、入会を不承認とする。

- (1) 暴力団、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力及びその組織等の構成員並びに関係者。
- (2) 過去に会員資格を取り消された者。
- (3) その他本会が入会に不適当な事由があると判断した場合。

(権利の消滅)

第4条 会員が、定款第8条から第10条に該当したことにより、その資格を喪失したときは、本会に対する一切の権利が消滅する。

(退会)

第5条 会員が本会を退会するには、定款第8条に基づき次の事項を所定の様式の退会申込書に記入し、提出しなければならない。

- (1) 納税地住所及び電話番号・ファックス番号
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 職業
- (5) 屋号
- (6) その他参考事項

(規則の改廃)

第6条 本規則の改廃は、総会の決議を経てこれを行う。

(附則)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 令和3年6月2日一部改定。(第3条追加)